

平成28年7月1日
京都市上下水道局総務部用度課

工事における前払金の使途の拡大について

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を目指し、平成28年5月27日付けで、公共工事に要する経費について、自治体の前金払の使途を工事施工費用全般に拡大するための地方自治法施行規則の一部改正が実施されました（同年4月1日に遡及適用）。

つきましては、当該改正を踏まえ、上下水道局においても工事における前払金の使途について下記のとおり拡大いたします。

記

1 前払金の使途の拡大内容

拡大前	拡大後
（前払金の使途） 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	（前払金の使途） 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む）及び一般管理費等必要費用として必要な経費（保証料を含む）。ただし、現場管理費及び一般管理費等必要費用については、前払金の100分の25までの額とする。

※中間前払金の使途については従来どおりです。

2 京都市上下水道局工事請負契約約款の改正

前払の使途の拡大に伴い、京都市上下水道局工事請負契約約款の該当条項（第34条第3項、第36条）について改正します。

改正は平成28年7月1日からとします。

改正前	改正後
（前金払及び中間前金払） 第34条 1～2 （略）	（前金払及び中間前金払） 第34条 1～2 （略）

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲のあらかじめ指定する範囲内の中間前払金の支払を請求することができる。 4～10 (略) (前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外</u>の支払に充当してはならない。	3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲のあらかじめ指定する範囲内の中間前払金の支払を請求することができる。<u>ただし、現場管理費（労働者災害補償保険料を除く。以下同じ。）及び一般管理費等（保証料を除く。以下同じ。）については、この限りではない。</u> 4～10 (略) (前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金<u>及び中間前払金</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用（以下「一般管理費等必要費用」という。）</u>として必要な経費の支払に充当することができる（<u>現場管理費及び一般管理費等必要費用に充当される前払金の額の上限は、前払金の総額の100分の25とする。）</u>ものとし、<u>その他の経費</u>の支払に充当してはならない。
---	---

※本改正に併せ、その他の条文についても規定整備（文言の精査など）をしています。改正後の工事請負契約約款の全文は、上下水道局ホームページを御参照願います。

3 平成28年4月1日から同年6月30日までに締結した契約の取扱いについて

地方自治法施行規則の改正については、平成28年4月1日に遡及適用となるため、平成28年4月1日から同年6月30日までに締結した契約については、契約変更で対応します。

- (1) 本件に関する契約変更の受付及び契約変更の手続きについては用度課が行います。
受注者から、本件に関する契約変更の申請があった場合のみ、対応いたしますので、
契約変更を希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入のうえ、用度課窓口にご
提出下さい。
- (2) 契約変更に関し、発注者と受注者間で協議は不要とします（希望される方は全て契約変更することといたします）。

4 その他

平成28年4月1日から同年6月30日までに締結した契約の取扱いについて、上下水道局は契約変更で対応しますが、他部局（京都市（市長部局）、交通局）については、取扱い異なりますので、他部局との契約案件がある場合は、行財政局契約課、交通局財務課にお問い合わせください。